

第百四十五回
会

参議院交通・情報通信委員会會議録第九号

平成十一年五月十一日(火曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

四月二十七日

辞任
菅川 健二君

補欠選任
岩本 莊太君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
小林 元君
加藤 紀文君
景山俊太郎君
寺崎 昭久君
森本 晃司君

委員
岩城 光英君
鹿熊 安正君
田中 直紀君
野沢 太三君
山内 俊夫君
山本 一太君
若林 正俊君
内藤 正光君
本田 良一君
松前 達郎君
宮本 岳志君
戸田 邦司君
岩本 莊太君

国務大臣
運輸大臣 川崎 二郎君
政府委員
運輸省鉄道局長 小幡 政人君
運輸省自動車交通局長 荒井 正吾君

事務局側

常任委員会専門員
館野 忠男君

本日の会議に付した案件

○鉄道事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林元君) ただいまから交通・情報通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四月二十七日、菅川健二君が委員を辞任され、その補欠として岩本莊太君が選任されました。

○委員長(小林元君) 鉄道事業法の一部を改正する法律案及び道路運送法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。川崎運輸大臣。

○国務大臣(川崎二郎君) ただいま議題となりました鉄道事業法の一部を改正する法律案、道路運送法の一部を改正する法律案、以上二件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

初めに、鉄道事業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

鉄道事業は、通勤通学を初めとする国民生活や経済活動に必要不可欠な輸送サービスを提供し、国民に広く利用されているところであります。近年、鉄道輸送に対する利用者の需要の高度化、多様化等に対して的確に対応し、大量性、速達性、定時性といった鉄道輸送の特性を生かすこと、利用者の利便の向上を図るという課題への取

り組みの必要性が高まっているところであります。

このような状況の変化を踏まえ、鉄道事業について、需給調整規制の廃止を初めとする規制緩和等を通じて、鉄道事業者の自主性、主体性を尊重しつつ、事業者間の競争を促進し、もって利用者の利便の向上及び事業活動の活性化を図ることが求められているところであります。

また、鉄道技術に関しても、輸送サービスの要諦である安全性の確保には万全を期しつつ、鉄道事業者の鉄道施設の建設等の実績に応じた技術力の蓄積等に対応して、手続上の規制の見直しを行うことが求められているところであります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、鉄道事業に係る参入について、免許制を許可制とし、事業の継続性、輸送の安全性、事業の適切性等を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであるか否か、事業の供給能力が輸送需要に対し不均衡とならないものであるか否かについての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。

第二に、鉄道事業に係る運賃及び料金の設定については変更について、運輸大臣が認可した上限の範囲内であれば、事前届け出により設定または変更を行うことができることとするとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃または料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができることとしております。

第三に、鉄道事業に係る路線の廃止について、許可制を廃止の日の一年前までの事前届け出制と

するとともに、運輸大臣は、廃止の届け出があった場合には、廃止後の公衆の利便の確保に関し、関係地方公共団体等から意見を聴取することとしております。

第四に、利用者がより円滑に鉄道間の乗り継ぎができるような施設整備を進めるため、鉄道事業者に対し乗り継ぎを円滑にするための努力を求め、他の鉄道事業者から乗り継ぎの円滑化のための協議を求められた場合には原則として応ずること、鉄道事業者間の自主的な協議が調わない場合等には、運輸大臣の裁定を求め、また、運輸大臣は勧告をすることができることを内容とする乗り継ぎの円滑化のための規定を設けることとしております。

第五に、運輸大臣は、鉄道事業者の申請により、鉄道施設または車両の設計に関する業務を行う事務所ごとに、その能力が一定の基準に適合することについて認定を行い、認定を受けた鉄道事業者は、工事の施行の認可の申請等に際し、簡略化された手続によることができることとしております。

その他、貨物運送に係る鉄道事業について、当分の間、引き続き需給調整を行うことを定めることとしております。

続きまして、道路運送法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

一般貨し切り旅客自動車運送事業は、観光のほか、修学旅行や各種のイベント輸送等のさまざまな形態の輸送サービスを提供し、これまで国民に広く利用されてきたところであります。近年、少人数での旅行の増加に対応した車両の小型化等ますます多様化する利用者ニーズに適切に対応していく必要性が高まっているところであります。このような状況を踏まえ、一般貨し切り旅客自動車運送事業について、需給調整規制の廃止を初

めとする規制緩和等を通じて、事業者間の競争を促進し、多様なサービスの提供や事業の効率化、活性化を図ることが求められているところであります。

一方、輸送の安全の確保は、旅客自動車運送事業にとつて引き続き最も重要な課題であることから、安全規制については、不断に見直しを行う必要がありま。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、一般貸し切り旅客自動車運送事業に係る参入について、免許制を許可制とし、輸送の安全、事業の適切性等を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであるか否か、事業の供給輸送力が輸送需要に対し不均衡とならないものであるか否か等についての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。

第二に、一般貸し切り旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金設定または変更について、認可制から事前届け出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃または料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができることとしております。

第三に、一般貸し切り旅客自動車運送事業に係る休廃止について、許可制を事後届け出制とすることとしております。

第四に、旅客自動車運送事業の輸送の安全の確保を図るため、運行管理者の権限の明確化等を行うこととしております。

以上が、鉄道事業法の一部を改正する法律案、道路運送法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(小林元道) 以上で趣旨説明の聴取は終

わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、鉄道事業法の一部を改正する法律案

一、道路運送法の一部を改正する法律案

鉄道事業法の一部を改正する法律案

鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第三条(見出しを含む)中「免許」を「許可」に改める。

第四条の見出しを、「(許可申請)」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に改め、第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第五条の見出しを、「(許可基準)」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に改め、第一号及び第二号を削り、同項第三号中「事業基本計画」を「事業の計画」に改め、「及び輸送の安全上」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

第五条第一項第五号を削る。

第五条第二項中「免許」を「許可」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者の申請により、特定の目的を有する旅客の運送を行うものとして運輸省令で定める要件に

該当すると認める鉄道事業について、その許可をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号の基準に適合するかどうかを審査して、これを行うことができる。

第六条中「免許」を「許可」に、「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同条第二号中「免許」を「許可」に改め、同条第四号中「前号の」を「前号のいずれかに」に改め、同条第五号中「第三号までの」を「第三号までのいずれかに」に改める。

第七条第一項中「免許」を「許可」に、「第四号第一項第七号若しくは第九号」を「第四号第一項第八号若しくは第十号」に改め、同条第三項中「第四号第一項第八号」を「第四号第一項第九号」に改める。

第八条第一項、第十一項及び第十三条第一項中「免許」を「許可」に改める。

第十四条を次のように改める。

(認定鉄道事業者等)

第十四条 運輸大臣は、鉄道事業者の申請により、鉄道施設又は車両の設計に関する業務を一体的かつ有機的に実施する事務所ごとに、当該業務の能力が運輸省令で定める基準に適合することについて、認定を行う。

2 その設置する事務所について前項の認定を受けた鉄道事業者(次項において「認定鉄道事業者」という。)は、第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項(これらの規定を第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項若しくは第二項又は前条の規定に基づく認可若しくは確認の申請又は届出に際し、運輸省令で定めるところにより、その設置する事務所であつて前項の認定を受けたものが鉄道施設又は車両を設計し、かつ、鉄道営業法第一条の命令で定める規程に適合することを確認した場合に

は、これらの規定にかかわらず、これらの申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の運輸省令で定める簡略化された手続によることができる。

3 認定鉄道事業者であつて従たる事務所における認定を受けたものは、従たる事務所における

鉄道施設又は車両の設計に関する業務を適確に実施するために必要な措置として運輸省令で定めるものを講じなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の認定を受けた事務所が同項の運輸省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5 鉄道事業者は、第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項(これらの規定を第十二条第四項において準用する場合を含む。)(又は第十二条第一項若しくは第二項の規定に基づく認可の申請又は届出に際し、当該鉄道施設が日本鉄道建設公団が行つた設計(日本鉄道建設公団が十分な能力を有するものとして運輸省令で定める範囲内のものに限定。)に係るものである場合には、これらの規定にかかわらず、これらの申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の運輸省令で定める簡略化された手続によることができる。

6 第一項から第四項までに定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十五条第一項及び第二項中「免許」を「許可」に改める。

第十六条第一項中「料金」の下に、「(以下「運賃等」という。))」の上限を加え、同条第二項中「次の基準によつて」を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して」に改め、各号を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「その旨を、入場料金その他の運輸省令で定める料金を定めたときは、運賃なくその旨を、」を、「その旨を」に、「これら」を「これ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十六条に次の一項を加える。

4 前項の規定による命令があつた場合において、鉄道事業者間の乗継円滑化措置に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額その他の乗継円滑化措置に関する取決めの条件について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、運

第二十八條の二 失道事業者は、失道事業の全部

四 第八條第一項の規定による申請につき却下

項(第三十八条及び第三十九条第二項におい

に違反した者

八 第二十八條第一項の規定による届出をしない

九 第二十八條の二第一項の規定による届出をしない

十 第三十七條第二項の規定による届出をしない

十一 第五十五條第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第五十六條第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三 第六十一條第一項の規定に違反して鉄道線路を敷設した者

第七十二條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第九條第三項(第十二條第四項(第三十八條において準用する場合を含む。))及び第三十八條において準用する場合を含む。の規定による届出をしない

二 第十二條第二項(第三十八條において準用する場合を含む。))の規定による届出をしない

三 第十三條第三項の規定による届出をしない

第七十五條の次に次の一条を加える。

第七十六條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第七條第三項又は第三十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十八條の二第五項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、鉄道事業

の全部又は一部を廃止した者
附則第六條の次に次の一条を加える。

(貨物運送に関する特例)

第七條 運輸大臣は、第三條第一項の許可の申請が業務の範囲に貨物運送を含む場合(貨物運送に限定する場合を含む。))において、鉄道事業の許可をしようとするときは、当分の間、貨物運送に關し、第五條第一項各号に掲げる基準のほか、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること。

二 その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。

2 前項の規定は、第七條第一項、第二十六條第一項及び第二項並びに第二十七條第一項の認可について準用する。

3 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合において、当該休止又は廃止が貨物運送に係るものであるときは、当分の間、第二十八條第一項及び第二十八條の二第一項の規定にかかわらず、運輸大臣の許可を受けなければならない。

4 運輸大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合を除き、前項の許可をしなければならない。

5 第三項の規定による事業の廃止の許可を受けたときは、その業務の範囲を貨物運送に限定して行われた鉄道事業の許可は、その効力を失う。

6 第六十五條の規定は、第一項の場合における鉄道事業の許可に係る事項について準用する。

7 その業務の範囲が旅客運送に限定されている許可を受けた鉄道事業者が貨物運送を行つたときは、その鉄道事業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

8 第三項の規定により許可を受けてしなければならぬ事項を許可を受けなかった者は、百

万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、当該各項の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鉄道事業法(以下旧法)という。第三條第一項の免許を受けている者は、この法律による改正後の鉄道事業法(以下新法)という。

第三条 第一項の許可を受けたものとみなす。
2 この法律の施行の際現にされている旧法第三條第一項の免許の申請は、新法第三條第一項の許可の申請とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十六條第一項の認可を受けている運賃及び料金又はこの法律の施行前に同条第四項の規定により届け出た運賃及び料金であつて、新法第十六條第一項の運賃及び料金の上限又は同条第三項の運賃及び料金のいずれかに該当するものは、運輸省令で定めるところにより、同条第一項の規定により認可を受けた運賃及び料金の上限又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十六條第一項の運賃及び料金の認可の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十六條第一項の規定によりした認可の申請又は同条第三項の規定によりした届出とみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法第二十八條第一項の規定によりされた申請に係る事業の休止又は廃止については、なお従前の例による。

第五条 前三條に規定するもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(軌道法の一部改正)
第八条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條ノ二 軌道経営者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ運輸事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廃止スルコトヲ得ズ

第二十六條中、「第二十八條第一項」を削る。

(地方税法の一部改正)
第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第七項中「鉄道事業法第二十八條第一項の規定による許可を受けて」を「鉄道事業法第二十八條の二第一項の規定による届出をして」に改める。

附則第十五條第四十一項中「鉄道事業法第二十八條第一項の規定による許可を受けて」を「鉄道事業法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正前の鉄道事業法第二十八條第一項の規定による許可を受け、又は鉄道事業法第二十八條の二第一項の規定による届出をして」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号中「免許」を「許可」に改める。

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正)

第十一条 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第一項から第三項までの規定中「免許」を「許可」に改め、同条第七項中「免許」を「許可」に、「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第七項中「免許」を「許可」に改める。

附則第七項中「免許」を「許可」に、「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第二十一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第十二条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 第三項中「免許」を「許可」に改める。

(特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正)

第十三条 特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む)及び第十二条(見出しを含む)中「運賃」を「運賃の上限」に改める。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第十四条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項中「免許がある」を「許可がある」に、「免許を受けた鉄道事業者」を「許可を受けた鉄道事業者」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条(見出しを含む)及び第七条第一項中「免許」を「許可」に改める。

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十六条 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項後段」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二 第一項第九十四号中「免許」を削る。

第四条第一項第三十三号中「免許し」を削る。

第六条第一項第一号中「鉄道」を削り、同号を同項第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 鉄道における運賃及び料金の変更に係る命令

一 二 鉄道における運賃及び料金の変更に係る命令

第六条第一項第五号中「鉄道の免許」を「鉄道(貨物運送に係るものに限る。第十号及び第十一号において同じ)の許可」に改め、同項第六号中「免許」を「許可」に、「取消」を「取消し」に改める。

第四十条第一項第五十二号中「免許」を削る。

道路運送法の一部を改正する法律案

道路運送法の一部を改正する法律案

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八号」を「第五号」に改める。

第二章(第三号第一号、第四号第一項及び第二項、第五号第一項第一号及び第三号、第六号第二項、第九号第二項第四号、第十一号第三項、第十二号第一項及び第三項、第十七号、第二十号、第三十号第二項、第三十三号、第三十六号第二項、第四十三号第三項第一号及び第七項並びに第四十四号第二項を除く)中「一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業等」に、「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改める。

第四号第一項中「一般旅客自動車運送事業を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業(以下「一般乗合旅客自動車運送事業等」という。)に改め、同条第二項中「一般旅客自動車運送事業の免許」を「一般乗合旅客自動車運送事業等の免許」に、「前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改める。

第五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第五条第三項中「申請書」を「第一項の申請書」に、「事業の施設、事業収支見積りその他」を「事業用自動車運行管理の体制、事業収支見積りその他の」に改める。

第六条第二項中「当該一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改める。

第七条第二号中「又は」の下に「一般貸切旅客自動車運送事業者若しくは」を、「二年を経過していない者」の下に「当該免許又は許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受けた原因となつた事項が発生した当該現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ)として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。」を加え、同条第三号中「前二号の」を「前二号のいずれか」に改め、同条第四号中「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。」が前二号の「を」が前二号のいずれかに改める。

第九条第二項第四号中「一般旅客自動車運送事業者」の下に「一般乗合旅客自動車運送事業者を営業者をいう。以下同じ。」を加え、同条第五項ただし書を削る。

第十一条第三項中「一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に、「種類の一般旅客自動車運送事業者」を「事業を営業者」に改める。

第十二条第一項中「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業を営業者を除く。」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条第三項中「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業を営業者」に改める。

第十七条中「路線を定める一般旅客自動車運送事業者を営業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業を営業者」に改める。

第二十条中「事業区域を定める一般旅客自動車運送事業」を「一般乗用旅客自動車運送事業」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十三条第一項中「事項を処理させる」を「業務を行わせる」に改め、同条第二項中「運行管理者が処理すべき事項」を「運行管理者の業務」に改める。

い者」の下に「当該免許又は許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受けた原因となつた事項が発生した当該現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ)として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。」を加え、同条第三号中「前二号の」を「前二号のいずれか」に改め、同条第四号中「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。」が前二号の「を」が前二号のいずれかに改める。

第九条第二項第四号中「一般旅客自動車運送事業者」の下に「一般乗合旅客自動車運送事業者を営業者をいう。以下同じ。」を加え、同条第五項ただし書を削る。

第十一条第三項中「一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に、「種類の一般旅客自動車運送事業者」を「事業を営業者」に改める。

第十二条第一項中「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業を営業者を除く。」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条第三項中「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業を営業者」に改める。

第十七条中「路線を定める一般旅客自動車運送事業者を営業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業を営業者」に改める。

第二十条中「事業区域を定める一般旅客自動車運送事業」を「一般乗用旅客自動車運送事業」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十三条第一項中「事項を処理させる」を「業務を行わせる」に改め、同条第二項中「運行管理者が処理すべき事項」を「運行管理者の業務」に改める。

五

五

五

五

五

五

五

五

五

第二十三條の次に次の一条を加える。

(運行管理者等の義務)

第二十三條の二 運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者等は、運行管理者に対し、前条第二項の運輸省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者等は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。事業者がその業務として行う助言を尊重しない場合は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

4 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者等が第二項の規定に違反していると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し、運行管理者に必要な権限を与えるべきことを命ずることができる。

第二十四條第一項中「又は一般貸切旅客自動車運送事業者」を削る。

第三十條第二項、第三十三條及び第三十六條第二項中「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改める。

第四十條中「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第四十二條の次に次の一条を加える。

(一般貸切旅客自動車運送事業)

第四十二條の二 一般貸切旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の運輸省令で定める事項に関する事業計画

3 運輸大臣は、一般貸切旅客自動車運送事業の

許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するための適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

4 第五條第三項及び第四項並びに第七條の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第五條第三項中「事業用自動車の運行管理の体制、事業収支見積り」とあるのは「事業用自動車の運行管理の体制」と読み替へるものとする。

5 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃その他運輸に関する料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更(第九項及び第十項に規定するものを除く。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

8 第三項の規定は、前項の認可について準用す

る。

9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の運輸省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

10 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

11 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

12 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

13 第十條、第十一條、第十二條第一項及び第三項、第十六條、第二十條、第二十二條から第二十五條まで、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條、第三十五條第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)、第三十六條、第三十七條、第三十八條第五項、第四十條並びに第四十一條の規定は、一般貸切旅客自動車運送事業について準用する。この場合において、第二

十條中「事業区域」とあるのは「営業区域」と、第三十一條第二号中「運賃、料金又は運送約款」とあるのは「運送約款」と、第三十六條第三項及び第三十七條第三項中「第六條」とあるのは「第四十二條の二第三項」と読み替へるものとする。

第四十三條第五項中「前条」を「第四十二條」に改める。

第八十一條第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「若しくは」の下に「第四十二條の二第二項若しくは」を加える。

第八十七條第一項中「第十五條第一項」の下に

「(第四十三條第五項において準用する場合を含む。)」を、「第三十一條」、「第三十五條第一項」及び「第三十六條第一項若しくは第三十二條」の下に「(第四十二條の二第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十條」の下に「(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項及び)」を、「第四十一條第一項」の下に「(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項)」を加え、「若しくは」は第四十三條第一項の規定、同条第五項において準用する第十五條第一項、第四十條若しくは第四十一條第一項の規定」を、「第四十二條の二第二項、第六項若しくは第七項、第四十三條第一項」に改める。

第八十九條第一項第二号中「一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改める。

第九十六條中「一年」を「三年」に、「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「第四條第一項」の下に「又は第四十二條の二第二項」を加え、同条第二号中「第三十三條」の下に「第四十二條の二第十三項」を加える。

第九十七條中「六月」を「一年」に、「百万円」を「五百百万円」に改め、同条第一号中「第二十五條」の下に「第四十二條の二第十三項」を、「含む。」の下に、第八十條第一項又は第八十三條を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第四十條」の下に「第四十二條の二第十三項」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十五條第一項(第四十二條の二第十三項及び第七十二條において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした者

第九十七條に次の二号を加える。

五 第五十七條第一項、第五十八條第一項、第六十條第一項(第七十五條第三項において準用する場合を含む。又は第七十五條第一項の規定による検査を受けないで、又はこれに合格しないで、自動車道の供用を開始した者

(第五十九條第一項の規定により一般自動車

道の一部につき検査を受け、これに合格した者がその部分につき供用を開始した場合を除く。)

六 第八十一条第一項の規定による処分に違反した者

第九十八条を次のように改める。

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項若しくは第六十一条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者

二 第九条第三項若しくは第四項若しくは第四十二条の二第五項の規定による届出をしない

三 第九条第三項若しくは第四項若しくは第四十二条の二第五項の規定による届出をしない

四 第九条第三項若しくは第四項若しくは第四十二条の二第五項の規定による届出をしない

五 第九条第三項若しくは第四項若しくは第四十二条の二第五項の規定による届出をしない

六 第十五条第一項(第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、第十九条第一項、第四十二条の二第七項、第五十四条第一項(第六十七條第七十五條第三項において準用する場合を含む。及び第七十五條第三項において準用する場合を含む。又は第六十六

六条第一項の規定により認可を受けてしなればならない事項を認可を受けずしてした者

七 第十六条第二項(第四十二條の二第十三項において準用する場合を含む。)、第十九條の二、第二十三條第三項(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項及び第四十四條第三項において準用する場合を含む。)、第二十三條の二第四項(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項及び第四十四條第三項において準用する場合を含む。)、第二十八條第二項(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項、第四十四條第三項及び第四十五條において準用する場合を含む。)、第三十條第四項(第四十二條の二第十三項及び第七十二條において準用する場合を含む。)、第三十一條(第四十二條の二第十三項において準用する場合を含む。)、第四十一條第一項、第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項、第四十四條第三項、第四十五條第四項及び第八十一條第二項において準用する場合を含む。)、第五十五條第七十五條第三項において準用する場合を含む。)、第七十條第七十五條第三項において準用する場合を含む。)、第七十三條第三項(第七十五條第三項において準用する場合を含む。)、第七十三條第三項(第七十五條第三項において準用する場合を含む。))又は第八十四條第一項の規定による命令に違反した者

八 第三十八條第一項、第七十二條において準用する場合を含む。)、第七十九條第一項又は第八十條第二項の規定により許可を受けてしなればならない事項を許可を受けずしてした者

九 第四十二條の二第六項の規定による命令に違反して運賃又は料金を収受した者

十 第四十二條の二第九項の規定による届出をしない

十一 第四十四條第一項の規定による届出をしない

十二 第六十二條第一項若しくは第六十三條第三項

一項(第七十五條第三項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けずして、又は認可を受けた供用約款若しくは供用制限によらないで、自動車道の供用契約を締結した者

十三 第九十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第九十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第九十九條から第一百一条までを削る。

第九十九條から第一百一条までを削る。

第一百零二條ただし書を削り、同条を第九十九條とする。

第一百零三條第三項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第一百零二條とする。

第一百零四條を第一百零二條とする。

第一百零五條中「第一百零二條」を「第一百零三條」に改め、同条を第一百零二條とする。

第一百零六條中「第一百零三條第一項又は第一百零四條第一項」を「第一百零三條第一項又は第一百零二條第一項」に改め、同条を第一百零三條とする。

第一百零七條中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第一百零三條とする。

第一百零八條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十二條」の下に「(第四十二條の二第十三項において準用する場合を含む。))」を、「第三十八條第五項」の下に「(第四十二條の二第十三項及び)」を加え、同条第二号を次のように改める。

準用する場合を含む。及び第七十五條第三項において準用する場合を含む。)、第六十六條第三項、第七十八條又は第九十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十三條第六項の規定による届出をしない

五 第六十八條第四項(第七十五條第三項において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百零八條を第一百零五條とする。

附則

第一条 この法律は、平成十二年二月一日から施行する。ただし、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日が平成十二年二月一日後となる場合には、附則第十條の規定は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の道路運送法以下「旧法」という。第三條第一号の一般貨切旅客自動車運送事業について旧法第四條第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業区域に対応する営業区域について、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)にこの法律による改正後の道路運送法以下「新法」という。第四十二條の二第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による免許に業務の範囲若しくは期間の限定又は条件若しくは期限が付されているときは、当該業務の範囲若しくは期間の限定又は条件若しくは期限は、新法の規定による許可に付されたものとみなす。

2 前項の規定により新法第四十二條の二第一項の許可を受けたものとみなされる者であつて、二以上の許可を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可を一の許可とみなして、新法の規定を適用する。

